明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○航空法施行規則の一部を改正する省令（国土交通八八）　一

〔告　示〕
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（財務二六二～二六八）　三
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示（同二六九～二七一）　九

〔叙位・叙勲〕　三

〔褒　賞〕　四

〔公　告〕
裁判所
諸事項
破産、免責、再生関係　四
特殊法人等
税理士登録者、日本弁護士連合会懲戒の処分・裁決、型式適合認定関係　八三
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　八四
会社その他
会社決算公告　八七

省令

○国土交通省令第八十八号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第十条第四項第二号及び第三号（これらの規定を同法第十条の二第二項において準用する場合を含む。）、第三十九条第一項第一号（同法第四十三条第二項において準用する場合を含む。）、第六十一条第一項、第七十六条の二、第八十三条の二並びに第百三十七条の二の規定に基づき、航空法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十一月四日

国土交通大臣　赤羽　一嘉